

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(4)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 庸
TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁判傍聴のお願い

第5回口頭弁論は12月16日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。次回は2月10日(金)1時30分からです。

第4回 裁判の目―番外編―

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

7月のある日、被告県知事の代理人を務めるB弁護士より当職宛に電話が来た。「被告が裁判所に提出する書面をそのままホームページに掲載することは困る。」という趣旨だった。1都5県の原告団は、裁判のPRなどのためにホームページを運営しており、原告のみならず被告の書面などの裁判資料をホームページに掲載している。B弁護士はその被告書面の掲載につきクレームを付けてきたのだ。

しかし、もともと裁判は公開が大原則である。日本国憲法に規定がある。しかも本住民訴訟は、巨額の税金を投入して作るダムの不要性・有害性が主な論点であり、関東の住民、日本国民、引いては世界中の人々が訴訟の動向に関心を持っているのである。現代の情報化社会においては、これらの人々が指1本、マウスをクリックするだけで訴訟の状況を知ることができることは、市民の知る権利、国民主権のための当然の前提である（むしろ、群馬県こそ県のホームページに裁判の状況を掲載してしかるべきであろう。）。

我々はB弁護士のクレームを拒否した。そのため、B弁護士は裁判の場で被告提出書面の内容説明を拒絶するという“暴挙”に出た。市民の知る権利、国民主権の精神に背馳するB弁護士が今後、どのような訴訟行動に出るか、見物である。



ハツ場ダムをストップさせる群馬の会 経過報告

住民監査請求 516 名

2004年11月29日 提訴 原告 20人 原告側代理人 11人

第1回口頭弁論 2005年1月28日 意見陳述 斎田友雄、鈴木郁子、真下淑恵

第2回口頭弁論 // 4月15日 報告会で「42年目の裏切り」(大滝ダムの現状)上映

第3回口頭弁論 // 7月15日 報告会で「四国・早明浦ダム」のDVD上映

第4回口頭弁論 // 9月16日 現地の状況について資料説明

2005年2月12日 鬼石町長の案内で下久保ダム、譲原地すべり地帯、地すべり館の見学

// 3月20日 学習会「ハツ場の地質を検証する」中之条ツインプラザにて

講師、矢部俊介氏、嶋津暉之氏、関口茂樹氏 ハツ場ダムを考える会と共催

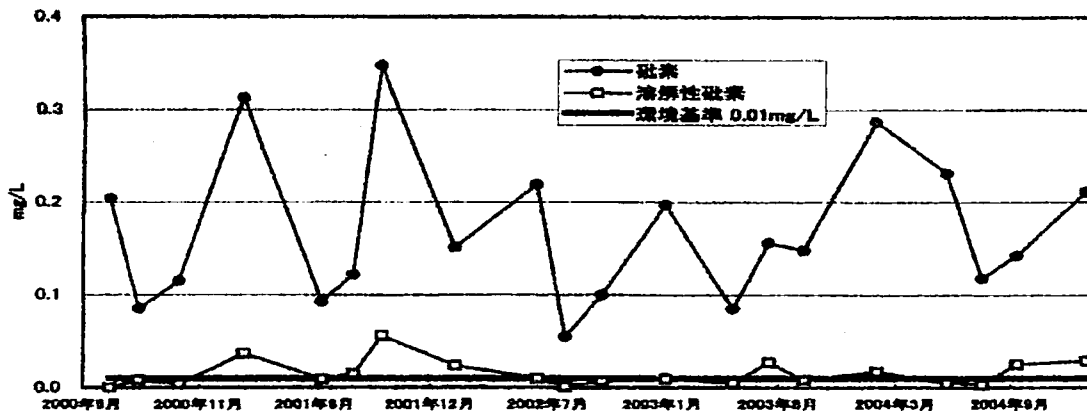
// 4月2、3日 環境法律家連盟の学習会、現地視察に参加

// 9月19日 学習会「地下水こそ生活用水源に！前橋・高崎の地下水」

講師 和田信彦氏、嶋津暉之氏 ハツ場ダムを考える会と共催

この学習会の中で、前橋、高崎の地下水の問題と同時に、吾妻川の砒素問題と品木ダムの中和生成物に含まれている砒素問題についても報告がありました。

品木ダムの放流水の砒素濃度(国土交通省の調査結果)



①湿式分析の含有量試験

(単位 mg/kg)

②含有試験

(単位 mg/kg)

		砒素
2005年2月	品木ダムの底泥1	5,600
2005年2月	品木ダムの底泥2	4,900
2005年2月	品木ダムの底泥3	1,100
2005年2月	品木ダムの底泥4	3,100
2005年2月	脱水ケーキ	11,000

		砒素
2001年11月7日	脱水機場	856
2001年11月7日	B土捨場	491
2002年10月8日	脱水機場	671
2002年10月8日	B土捨場	521

[注]湿式分析の含有量試験:全含有量を計測する試験

[注]硝酸と硫酸を用いて抽出する含有量試験であるが、左記の試験方法との違いは不明

集会アピール（案）

昨年11月、私たちは群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京の6都県で、同時に裁判を始めました。1都5県での裁判の目的はただ1つ、八ッ場ダムをはじめとする無駄なダム計画を中止することです。

私たちが八ッ場ダム建設の中止を求める理由は以下の4点です。

第1に利水面ですが、人口がこれから減って水需要もますます小さくなっていく時代において八ッ場ダムをはじめ、新たなダムは全く不要です。

第2に、利根川では、森林の保全と堤防の整備を進めれば、大洪水への対応が十分に可能であって、治水面でも役に立たない八ッ場ダムを建設する必要がありません。

第3に、八ッ場ダムの事業費が2110億円から2倍超の4600億円へと大幅に増額されたことにより、国民は元利合計で9000億円という巨額の費用を負担しなければなりません。このように当初予算を小さくして、その後に追加して予算を膨らます「小さく生んで大きく育てる公共事業」の常套手段を認めることはできません。

第4に、八ッ場ダムの建設により、吾妻川の豊かな自然が破壊され、災害誘発の危険性など、多くの災いがもたらされます。

そして、この無用なダム計画により最も被害を蒙ってきた地元の人々を救済する必要があります。現地再建方式による代替地は異常に高く、建設も大幅に遅れ、住民の半数がすでに見切りをつけ、他所に移転してしまいました。かつてのコミュニティーは崩壊の危機にあります。これ以上現地の人たちの苦悩を長引かせないためにも、本体工事の始まる前に、一刻も早くダム計画を中止し、生活再建策を講じなければなりません。

さて、1年間裁判を続けてきて、私たちの主張も行動も正しかったとの確信を深めています。

6カ所の裁判を通じて、被告である1都5県に共通しているのは誠意の欠落です。いずれの被告も、私たちの主張に対して真正面から答えようとしません。裁判のテクニックにより、私たち原告の主張から身をかかわすことしか考えていないことが明らかになってきています。一部には、私たちのホームページへの裁判資料の掲載を中止させようという、時代錯誤の動きさえもあるのです。

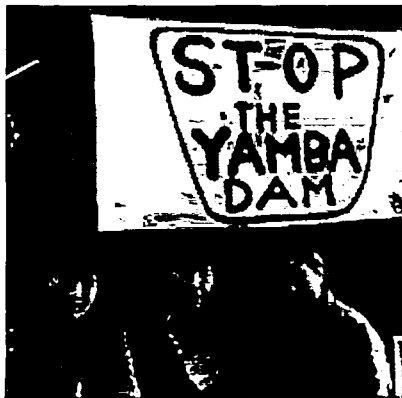
裁判勝利までには、多くの方々の協力と支援が必要です。より広い世論の支持を集めて頑張り抜き、必ず勝利することを宣言して集会アピールといたします。

2005年11月27日

住民訴訟1周年集会参加者一同

2005年11月27日 利根川の基本高水はドンブリ勘定だった (カテゴリー: ハッ場(やんば)ダム)

経済財政諮問会議でも財政制度等審議会でも「特別会計改革」が盛んに議論された秋だった。それなのに、その一つ「治水特別会計」から支出される4600億円のハッ場ダム事業は…というわけで、行ってきました。ストップ！ハッ場ダムー住民訴訟1周年集会ー。(写真は受付の面々)



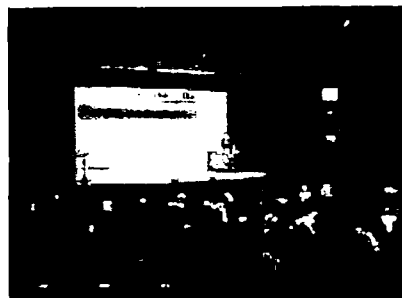
- ・ 利根川の基本高水を、1980年当時、建設省で決めあぐねて、関係知事に聞いたら「大きめ」がよいとなって決まったどんぶり勘定的なものだったこと
 - ・ 千葉県が平成14年に2千万円をかけて行った「包括外部監査」では外部監査人が水余りを指摘していたこと
 - ・ 栃木県では市町村のハザードマップの変更の結果、想定していた氾濫地域が小さくなったこと
- (写真は6都県の原告の面々)



などなど、それぞれ各都県の住民達や弁護士たちが調査研究の結果、次々と新しい事実を掘り起こしていることを知りました。

さて、一方、現在、国交省の「社会資本整備河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」(ながっ!)では、このような事実が埋もれたままの状態では審議され、「訴訟」の「そ」の字も出ません。まして、河川整備基本方針の根幹を成すとも言える「基本高水」が、今日披露されたような、ずさんかつ非科学的な立て方をされていることも知ってか知らずか、まったく議論されていません。学識経験者が集う審議会なのに。(それって、ひょっとして、姉齒の構造計算と建築確認機関のような関係?そしてしわ寄せはやっぱり……住民)

それには「委員の人選」にも問題があるのではないかとこの点も提起されました。同委員会の委員長である近藤徹氏は、『「旧建設省出身者」であり、平成8年1月からは「水資源開発公団総裁」(平成15年10月から水資源機構理事長)』としてダムを推進してきた人物だから、「出来レース」ではないかと(只野靖弁護士)。



住民訴訟1周年集会

2005年11月27日
南大塚ホールにて

2005年12月6日

東京新聞 (群馬版)

ハッ場ダム

「基本方針案見直しを」

市民団体、国に要請書提出

国が長野原町に建設中のハッ場ダム問題で、県内の市民団体などが五日、国土交通省を訪れ、小泉純一郎首相と北側一雄国交相あてに「利根川

水系河川整備基本方針の策定」をめぐり要請書を提出した。

日、国土交通省を訪れ、小泉純一郎首相と北側一雄国交相あてに「利根川

水系河川整備基本方針の策定」をめぐり要請書を提出した。

日、国土交通省を訪れ、小泉純一郎首相と北側一雄国交相あてに「利根川

など係争中の市民団体が先月末、東京都内で開いた集会での意見をまとめた「ストップハッ場ダム住民訴訟1周年集会」名で提出。同省社会資本整備審議会の小委員会が審議している基本方針案について、▽ハッ場ダム建設の根拠である基本高水流量(最大洪水量)の設定が過大▽小委員会メンバーは同省出身者が多く、公平な審議が期待できない一などとし、見直しを訴えている。

要請書を提出した団体

△を考える会(樽谷修代表)は同日、同ダム建設に伴う地元住民の生活再建策などについて、同省現地事務所と県特定ダム対策課に提出していた公開質問書への回答を公表。期限は今日一日だったが、いずれも「調査中」などとして回答していない。

(前田 朋子)